

違反事業者及び課徴金額一覧

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	レンタル運用会社向け ドコモショップユニフォーム		ドコモショップユニフォーム のレンタル運用		合計
				排除措置命令 課徴金額	課徴金減免 制度の適用	排除措置命令 課徴金額	課徴金減免 制度の適用	
1	伊藤忠商事株式会社 (7120001077358)	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 鈴木 善久	○ 429万円	30%	○ —	(注4)	2件 429万円
2	株式会社高島屋 (5120001077467)	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本 茂	○ 385万円	30%	○ —		2件 385万円
3	ツカモトユーエス株式会社 (6010001084795)	東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号	代表取締役 西村 隆	○ 211万円	50%	○ —	(注4)	2件 211万円
4	株式会社サンベックスイスト (8030001088165)	東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号	代表取締役 穴戸 典之	○ —		○ —		2件 —
5	双日ジーエムシー株式会社 (4010401021739)	東京都港区赤坂八丁目1番22号	代表取締役 林屋 治夫	○ —		○ —		2件 —
6	株式会社そごう・西武 (6010001127026)	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二	○ —		／		1件 —
7	三菱商事ファッション株式会社 (8011001038566)	東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号	代表取締役 中嶋 敏博	／			(注4)	1件 —
8	丸紅株式会社 (9010001008776)	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	代表取締役 國分 文也	— —	免除	／		— —
9	丸紅メイト株式会社 (1010001057351)	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 片山 貴文	／		— —	免除	— —
違反事業者数				7社		7社		延べ14社 (実数9社)
排除措置命令対象事業者数				6社		6社		延べ12社 (実数7社)
課徴金納付命令対象事業者数				3社		—		3社
課徴金額				1025万円		—		1025万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 表中の「／」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

(注4) 課徴金減免申請を行った者であるが、独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。